

第 556 回 企業会計基準委員会(第 3 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会)(前半) 議事録

I. 日 時 2025 年 9 月 18 日(木) 10 時 30 分~12 時 10 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者: PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様)

(説明者: 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様、太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 556 回の企業会計基準委員会となります。本日もお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の出席状況ですけれども、佐藤委員がオンラインで参加されておりまして、残りの皆様は会議室にお越しいただいています。したがって、委員会の開催要件を充足しています。第 556 回企業会計基準委員会は、第 3 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催いたします。本日は前半と後半に分けまして間にお昼休みを挟む形で開催いたします。傍聴される方は前半と後半で接続先が異なりますのでご注意くださいと思います。

7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会におきまして企業会計基準諮問会議からの依頼を受け当委員会はこのれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとなりました。意見聴取は当委員会の通常の審議とは異なり、当委員会及び委員がこのれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人財務会計基準機構会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し傍聴可能とします。なお、意見聴取の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後ウェブサイトにて公開いたします。

本日の意見聴取対象者は次の方々で当財団の会議室にお越しいただいております。ご紹介したいと思います

います。まず、PwC Japan 有限責任監査法人 パートナーの齋藤勝彦様。それから、太陽有限責任監査法人 シニアパートナーの柴谷哲朗様。よろしくお願ひいたします。本日は、ただいまご紹介した方々にご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただきたいと思ひます。それでは早速ですが、お二方よろしくお願ひいたします。

○齋藤勝彦様

ありがとうございます。齋藤勝彦でございます。本日はこのような場にお呼びいただきまして大変ありがとうございます。実務家の視点でこの後お話を差し上げます。少しでも、皆様のご検討のお役に立てればと思ひております。それでは、本日はよろしくお願ひします。最初に私の自己紹介をさせていただきます。1999年に青山監査法人に入ったところから会計士監査業務のキャリアをスタートしております。以降、途中海外に駐在することもございましたが、一貫して監査業務を担当してまいり、現在、グローバルに活動されている会社の監査や、ここ10年ほどはIPOを目指すスタートアップの会社のIPOに向けた監査にも注力して取り組んでまいり、そういうところも踏まえてお話ができればと思ひております。私はPwCに所属してございますけれども、本日は法人を代表してということではなく、監査業務を担当してまいり一実務家としてコメントを差し上げるということでご理解いただけたらと思ひます。

早速ですが、いくつかご質問は先にいただいている中の、最初ののれんの非償却を支持するかどうかというご質問に関しては、経営環境が個々の事業会社によって異なっておりそれぞれに合った検討が必要であるということや、適用される企業において、あるいは財務諸表利用者からしても、それぞれのれんの償却・非償却にはメリット・デメリットがあると思ひております。監査実務を担当している立場でございますので、中立的な立場で今日お話差し上げたいと思ひますので、大変恐縮なのですが、どちらを支持するかについてはコメントや意見は差し控えさせていただければと思ひております。のれんの非償却ということについて、スタートアップ向けの監査という切り口から、お話をできればと思ひております。スタートアップの成長戦略におけるM&Aについては、皆様ご存じのとおり、スタートアップを取り巻く経営環境はマーケットのニーズや、あるいは技術革新が日々目まぐるしく変化します。また、経営環境においても短期に、あるいは、かなり頻繁に変化が起こるという状況があります。そういった中でのM&Aにおいて生じるのれんについてどう考えるかということで、例えば、そのような変化がかなり多い中で、あらかじめ耐用年数を決めて一律に償却することは、なかなか難しい可能性もあると考えております。また、経営の実態に合致しないかもしれないことも1つ考え方としてはあると思ひております。スタートアップのM&Aにおいては、そのような経営環境が目まぐるしく変化する中で、例えば、M&Aがうまくいったか又はうまくいかなかったか、あるいは予定どおりいったのかということに関しては、比較的短期に、かなり明確に、例えば買収価格の算定根拠となるような事業計画と実績の大幅な乖離のような事象の表れとして見えてくると思ひます。また、それは、経営環境がかなり激しいスピードがあるからということなのですが、そのような状況においては、買収直後から一定期間で償却することよりも、経営環境の変化やそれにより生じる損益の状況変化によって、減損テストという形で適時に網羅的に正確に費用化していくということの方が、スタートアップのM&Aにおいては、経営の実態と企業活動の実

態と合致した会計処理になるという考え方もあるのであろうと考えています。これに関して、監査業務の観点からは、のれんの非償却に関して、のれんを認識する前に、いわゆる取得原価の配分、PPA と言われる会計処理が必要になると考えています。ここにおいて、識別可能な無形固定資産をしっかりと認識して、その上で残ったのれんについて非償却であれば減損のテストが行われるという状況がまず大前提となると思っています。いわゆる PPA のプロセスの厳格化が必要であろうということは、日本基準における無形資産の識別という実務においてもよく感じるところです。特にスタートアップの M&A は、成長のスピードアップ感を出す観点から、既存の事業をさらに成長させたいということで、例えば、顧客基盤が欲しいなどの理由で M&A 戦略を取られるケースも多いように感じています。このようなケースでは、無形資産の識別が比較的されやすいと思われる。すなわち、譲渡可能な資産としても識別されやすいと考えております。我々が監査をさせていただく中では、なかなか企業側で識別し切られないため、色々な議論をしながら、最終的にブラッシュアップされたのれんに行き着くというところもよく見られます。仮に、非償却になるということであれば、PPA の厳格化と無形資産の識別の厳格化がなされるべきであろうと理解していますので、このことは非常に大事な前提となる 1 つの論点であると考えています。のれんの減損テストも非常に重要であり、企業側が非償却の会計処理を取るということは、企業内で場合によっては外部の専門家を利用しながら、減損テストができる体制、人員組織、あるいはその内部統制も含めたプロセスをしっかりと整えていくということを企業の経営者が認識していただき、しっかりと実践していただくことが非常に重要になると思います。その上で、企業が行った会計処理に対して、我々は監査を行うわけですが、PPA や減損テストについて監査法人が行う監査手続は、この何年かで IFRS を適用している会社の裾野も広がっている中で、監査法人の人員やノウハウも大分整ってきているというのが実感でございます。そのため、企業側でしっかりと準備いただくことができるのであれば、監査法人の方も監査する土壌が現在はあると思っています。監査法人側がなかなか対応し切れないのではないかとこのご懸念については該当しないと思っています。

次の質問として、「IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか」と、IFRS を適用することによりのれんを償却しないこと、のれんの償却がしたくないから IFRS に移行するという点についてどう思うかという点について、このようなケースは少なからず監査実務においても企業の経営判断として見られると思います。この点は、1 つの経営判断としてのシナリオとして当然あるとは思っていますが、企業側は、のれんを償却したくないためだけに IFRS に移行するという点だけではなく、経営の力を高めていく、あるいは、投資家に対してしっかりした情報開示をしていくこと、グローバルの観点で IFRS に移行されていくことも考えておられる会社も多いので、必ずしものれんのみを理由としている訳ではないと実感しています。

また、のれんの償却費の計上区分については、色々な議論があると理解しておりますけれども、基本的にはどこで開示するかというところについては、あまり本質的な議論でもないと考えてはいます。したがって、営業活動の中での費用として認識していくものではないのかなと個人的には考えています。また、MPM の観点での投資家に対する開示は色々想定されると思いますけれども、今後、議論がされていくと理解しています。

さらに、償却・非償却の選択については、先ほど申し上げたとおり、企業の置かれている状況によっ

て取り得ると考えますし、色々な理論的な論拠も含めてご意見もあると思っています。企業実態に合わせた会計処理という観点では、どちらとも取れるので、本当に企業が、合理的に実態に合った会計処理を選択できるということであれば、あるいは、それを会計処理方針として決めるということであれば、選択適用も1つの選択肢としてあると思います。しかしながら、実務的な観点では、選択適用を認めると恣意性が入るというデメリットがあると考えられます。また、財務諸表の比較可能性も損なわれるのではないのかと直感的には感じます。このため、選択適用を認めない方が、我々としては監査も行きやすいと考えます。

○柴谷哲朗様

続けて、私からのご説明を始めたいと思います。太陽監査法人の柴谷と申します。本日は、本当にありがとうございます。このような機会にご意見を申し上げられるということは大変光栄に思っております。私どもの法人は、比較的、小規模なものも含め新規上場会社を多く担当させていただいております。よくスモール上場ということも言われますけれどもスモールが決して悪いわけではなくて、上場後、どのように企業が成長していくのかというところを監査の現場で拝見しております。齋藤様と同じで、あくまでも個人的な見解ということではございますけれども、現場で感じていることを本日お話をさせていただきます。大変恐縮なのですが、実務家としての話ですので、どちらを支持するのかということについては、理論的な背景や実務から感じていることを踏まえ、いずれもポジティブな面があるというところをお話したいと思っております。

まず1つ目の非償却なのか償却なのかというところですが、非償却とすることで、特に、IPO後の企業においてポジティブに感じられる効果について、お話をしたいと思います。先ほどもお話がありましたが、IFRSと同等の厳格な減損テストとセットで非償却を導入するのであれば、異論はないと思っております。減損テストは、過去の実績、あるいは進行期の実績を踏まえて、今後の事業計画を每期見直すところから始まると思っております。M&Aの際に想定したシナジーが実際どのように発現するのかというところは、一定の仮説や仮定に基づいてシナジーを見込んで買収するのですから、買収後は、狙ったシナジーが実際に発現しているか定量化して見ていく必要があります。監査の現場でも、売上高や利益水準という定量的な側面から、のれんの超過収益力があるのかということの評価することが大切であると思っております。一方で、私どもは、先ほど、比較的スモールな成長中の会社の監査も多く担当していることを申し上げましたけれども、IPO後に企業が行うM&Aには数千万円や数億円程度のM&Aも数多くございます。そのような中で、現実には、先ほど申し上げたような、每期しっかり評価して、翌期の戦略をしっかりと練り直すことがなされないケースもあることを経験上理解しております。そのようなことを考えますと、仮にのれんを非償却として、減損テストがしっかりとした枠組みの中で行われていくとすれば、M&Aの後、PMIの活動の1つとして、減損テストをうまい形で捉えることもできるかなと思います。具体的に申し上げますと、想定したシナジーを実現するために每期事業計画を見直して、どのように収益を伸ばしていくのかを検討し直すことが企業のプラクティスとして蓄積されていけば、IPO後の企業の成長を後押しする可能性はかなりあるのではないかと感じております。一方で、償却することにより得られるポジティブな効果もあると思っております。既に議論がされているところかと思いま

すけれども、実際に IPO 準備中に多額の減損が計上されれば、IPO の準備をいったん中断、あるいは、場合によっては断念ということもあり得るといふほどインパクトのある事象と思います。IPO 後でも多額の減損になりますとその後の成長戦略にも大きなインパクトを与えてしまうということもあるかと思えます。例えば、のれんの非償却を前提として、上場後に M&A を繰り返して純資産の 50%以上ののれんが B/S に計上されている状態を考えたときに、もしかすると、経営としても追加的な M&A により再び巨額ののれんが計上されていくことについて躊躇するような局面もあるかもしれません。そういう意味では、次の一手が打ちやすいという意味での償却で得られるメリットもあるかもしれません。また、繰り返しになりますが、純資産の 50%超ののれんが計上されている状態を考えたときに、M&A の後、数年経ったときに、自己創設ののれんの部分がどんどん出てきますので、果たして B/S に計上されているのれんは本当に価値としてあるのだろうかという困惑感は現場としてもあると思います。逆を言えば、減損テストでそこがクリアになると、監査人としては、結構すっきりする面ももしかしたらあるかもしれません。あと、IFRS 会計基準を適用することでのれんを非償却とすることも考えられるかというご質問については、これを全く否定するものではないのですが、例えば、日本の会計基準、IFRS と US GAAP ということを考えたときに、日本の基準がアジアを代表するような基準であり続けたいということや未来志向で考えたときには、日本の会計基準においてものれんの非償却ということも十分に検討しながら、今回、しっかりと議論をして発信をしていくということは、すごく大切なことであろうと感じております。正面からの答えにはなっていないのですが、そのように考えてございます。

さらに、のれんの償却費の計上区分については、本質的ではないと感じております。それだけで本当に今の利益ベースで投資が考えられている状況が変わるのかという点、そうではないと感じております。やはり、EBITDA などとしっかりと投資の尺度として意思決定が行われることが重要ではないかと考えております。意外と早くこのような投資活動側の変化が起こるかもしれないなと思っていまして、そのようなことも期待しつつですけれども、計上区分の変更を積極的に捉えるのは難しいのではないかと思います。また、選択適用については監査の実務で考えたときに、償却する方法を採った会社と非償却を採った会社で、減損会計基準も 2 通り必要になるということになるため、実務家として会計基準の一貫性のなさを感じる部分がございますので、基本的には選択制という考え方は現場においては受け入れるのが難しいのではないかと感想を持っております。私からは、いったん、以上にさせていただきたいと思えます。

○川西委員長

ご説明ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問があればお受けしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

大変貴重な情報提供をありがとうございました。質問はいくつかあるのですが、齋藤様のご発言に関して、2 点お尋ねしたいことがございます。最初に、齋藤様はのれんの償却か非償却かという論点に関連して、おそらく、規則的償却を採用すると実態に合致しない場合がある、という話をなされた

と理解しています。スタートアップ企業は短期的に実態が変わる性質を持っていることはよく理解しているつもりです。そうであれば、減損テストを厳密に適用していかなければいけない、ということも、よく分かります。したがって、減損するかしないかという2択であれば、スタートアップ企業には厳格に減損を適用することが必要である、ということは理解できます。しかしながら、今回比較しているのは、のれんを非償却とし減損を適用するケースと、のれんを償却しながら同時に減損を行うケースの2つですので、減損を行うこと自体は、議論の対象とならないというのが、私の理解です。そうなりますと、非償却プラス減損と償却プラス減損を比較したときに後者が実態に合っていない、より詳しく言うならスタートアップ企業の実態に適わない会計処理になるというのが齋藤様のお考えでしょうか。そうであるとすると、その理屈が私まだ十分理解できないため、この点をもう少し詳しくお話いただけると幸いです。いかがでしょうか。

○齋藤勝彦様

米山先生、ありがとうございます。スタートアップ企業の経営環境という文脈でお話をしておりますけれども、もう1つ申し上げた、PPAによって無形資産をしっかりと網羅的に認識した上でのれんを非償却とする観点で説明しますと、シナジーやあるいは永続企業としての価値というところも含めた効果としてのれんというのが残っているので、例えば、買収直後の1年目、2年目、3年目、年数はいろいろあると思いますが、その期間で果たして減価するのかということ、もしかするとその段階ではすぐに判断できないこともあると感じております。したがって、買収直後から減価償却を開始するというところが、1つポイントとしてはあり、この点は経営実態に合わない可能性もあると思っております。

○米山委員

ありがとうございます。齋藤様は、耐用年数の特定化が困難だというご指摘をなされておりますので、実態に合致しないというご発言はこのことに関連付けたものであると理解できました。その上で、追加の質問になるのですが、スタートアップ企業の場合、M&Aの対象となった直後から一定の収益が生じる保証はないのが固有の特徴なので、現行基準の要求とは異なりますが、収益が生じることにに関して客観的な見通しが立つまでのれんを繰り延べた上で、数年後から償却を始めるという選択肢はあり得ると思っております。ただ、そもそも耐用年数の特定化が困難だから償却を行わないというのは、おそらくこれとは別の議論であると思っております。当初齋藤様は耐用年数の特定化が困難という文脈でお話になっていたような気がするのですが、後のご説明では耐用年数を特定することの困難よりもむしろ、ある償却を要しない一定期間を設ける対応が実態に適う会計処理のために必要だというご趣旨のようにも理解できます。ご意見としては対応年数の特定が困難ということのほうが重要なのでしょうか。

○齋藤勝彦様

そうです。追加でご説明申し上げたとおり1つの考え方としてあるのではないかということかと思えます。

○米山委員

ありがとうございます。あと、もう1点質問がございます。費用の計上区分に関して、齋藤様は最終的にのれん償却費の計上区分は営業費用でよいというお話をなさったものと理解していますが、その結論に先立ち、のれん償却費をどこに区分するのかが本質的な議論ではない、とも仰っていたように理解しています。一方で私自身は、損益の区分シフト表示区分の裁量的な変更という行動が広く観察されており、企業は裁量の許される状況では、どの区分に費用を計上するかということについて、かなりセンシティブではないかと思っています。ですから、この本質的な議論ではないということのご趣旨をもう少し丁寧にご説明いただけるとありがたいなと思った次第です。いかがでしょうか。

○齋藤勝彦様

乱暴な言い方で恐縮ですが、投資家や財務諸表利用者から見たときということ、私の個人的な意見ではありませんけれども、どの区分に計上されるかというのは、投資家にとっての判断においては、大きな影響はないということなのではないのかなと思っております。また、日本基準の考え方では、営業外費用・特別損失の範疇にのれんの償却費がそもそも含まれるのかということです。財務諸表でのれんの償却費をどの区分で開示するかということは、のれんの償却・非償却の議論の中での1つの派生論点として取り上げられていると理解しているのですけれども、本質的ではないと申し上げたのは、この件については、本質的な点でしっかり分析をして今の日本の会計基準の体系、国際的な基準も含めて、議論がなされるべき論点であると思います。この件は、私の印象では少し表面的な議論になっているように感じているという意味でお答え申し上げました。

○米山委員

ありがとうございました。私からは以上です。

○川西委員長

ありがとうございます。安宅さん、お願いします。

○安宅委員

齋藤様、柴谷様、ありがとうございました。今の話の続きで、のれんの計上区分の考え方について、追加の質問になるのですが、まさにこの「本質」という言葉は難しいと思うのですが、会計として何が本質かを極めていくという考え方と、結局それがどのように受けとめられてアクションに繋がっていくのかという本質が結構大きく乖離していることを考えると、今、特に、齋藤様がお話くださったところでは、その議論を重ねることにより、本質的に影響があるのであれば、のれんの計上区分を工夫するということはあり得るだろうというお考えでもあると理解してよろしいでしょうか。

○齋藤勝彦様

私はこの件について深く議論して分析しているわけではないので何とも言えないですが、のれんの計

上区分について、様々な財務諸表利用者にとっての見え方の影響という点も踏まえると、1つのシナリオとしてはあり得るのかもしれないとも思います。

○安宅委員

ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。栗原さん、お願いします。

○栗原委員

ご説明ありがとうございます。私も償却について少し実務的な点でご質問させていただきたいと思います。前回、スタートアップの企業の方がいらっしゃって、最初は収益がほとんどないところでのれんの償却費を計上するのは適切であるのかという問いもございました。先ほど償却年数を決めることがすごく難しいという話がある中で、具体的にどのような形で償却年数を決められておられるか、実務的な判断について教えていただけるとありがたいと思っています。ほとんど収益がないので傾向としては償却年数が長くなるのかなとも思いつつも、他方で、経済環境が著しく変化するのでむしろ短いのかなとも思えます。その辺の傾向や、基本的な事業計画を見ながら決まっていくということと理解はしていますけれども、実務的にはどのような傾向や論点があるのかについて教えていただけるとありがたいです。

○齋藤勝彦様

ご質問いただいた点については、それぞれの状況によって色々な議論がなされているのだと思いますけれども、スタートアップ企業の成長戦略としてのM&Aという観点では、割と短期的な成果を求めているM&Aが多いのではないかと思います。例えば、シーズの段階で会社を買収して、例えば、10年、20年と仕込んでその後どうなるかというようなものよりも、比較的短期的な視点でのM&Aが多いと考えます。このようなケースであれば、償却年数は短くあるべきで、例えば、10年、20年というのは、経営環境から、あるいは、M&Aの戦略の中では、なかなか取りがたいというケースもあると思います。会社側では、M&Aの戦略として何を考えておられるか、どのようなシナジーも含めての効果を見ているかを経営者としてはかなり念入りに分析をされておられるはずですので、それによるのかなと思います。

○柴谷哲朗様

齋藤様の意見に共感するところが多いです。基本的に経営者とお話をするときは、投資回収期間の議論は必ず出てくるとしています。会社として、M&Aした以上、どのくらいの期間でのれんを回収して収益につなげていくのかというのは強い意思・willがありますので、償却年数を決めるときには大きな要素になると思います。一方で、監査人の目線からは、例えば、技術的な変化の激しい会社のM&Aをしたときに、本当に例えば5年後10年後にその技術が継続しているのかどうか等は、監査の現場ではよく議論されていると思います。

○栗原委員

分かりました。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。小出先生、お願いします。

○小出委員

ご説明ありがとうございます。監査実務の観点からのご説明、大変勉強になりました。私は法律の専門で会計は専門ではないのですけれども、2点ご質問させてください。1点目は、場合によっては、のれんを償却することは実態にそぐわないところがあるのではないかというご指摘があったと理解しています。この実態ということの意味は、のれんが基本的にはM&Aに要した費用をいわば繰り延べるために計上するものではなくて、のれんには実態があり、その価値がある限りにおいては計上し続けてその価値が失われたときに減損をするという考え方で良いかということです。その場合に、例えば、会社法では「のれん等調整額」という概念があつて、もともとのれんには実態がなく、換金可能性もないというところで、換金可能性については別なのかもかもしれませんが、基本的には実態が乏しいものであることを前提として分配可能額に含めるべきではないという保守的な扱いをしていると思います。ご説明いただいたお考えでは、のれんにはある意味では経済的実態があるのだとすると、他の固定資産と同様なのであつて、のれん等についてだけ調整を行うのは実態には合っていないので、会社法の取扱いも見直していくべきであるということになるのでしょうか。もう1点は、同じような視点なのかもしれませんが、のれんの償却については先ほどのご質問でありましたとおり、償却年数の判定が難しいということでしたが、実態があれば確かに每期その実態を判断していくということになると思うのですけれども、一方で、のれんがいわゆる超過収益力というものであるとすると、それを毎年本当に適切に判断することが本当にできるのかという点が理解できないところがございます。つまり、今後何年間これが超過収益力を生むかというのは確かに分からないような気もするのですけれども、今年これを見て来年以降もそうなのかどうか、また、本当にそれが価値を失ったのかどうかということも本質的には同じような判断のような気がするものですから、その価値を今生んでいるかどうかという判断というものが、具体的にどのように行われているのかということについて、抽象的でも結構なのですけれども、もう少しご説明いただけないでしょうか。以上、2点でございます。

○齋藤勝彦様

小出先生、ありがとうございます。会社法のところまでは私も考えが及んでいないので、明確にはお答えできないところがあるかと思えます。のれんが実態としてあるのかどうかということでは、あるから資産として計上していると考えております。2番目のご質問に繋がるのかもしれませんが、M&Aの効果が生かされているのかという観点、すなわち実態としての価値が引き続き残存しているのかという観点の見方は、企業側が損益へのポジティブなインパクトが出てくるのか、また当初の予想・計画どおりの実績となっているかという点になると思います。スタートアップ企業では割と

早めに分かりやすい面もあり得ますが、当初想定していたけれども結果的に違う場合にはすぐ減損ということとなると思うのですが、どちらかという損益面にどのような効果が出ているのかという見方を、まず、一義的にはするケースが多いのかなと思います。そのような効果が当初から計画されているはずであり、これに基づいて買収価格などが決定されているはずですので、会社側もそれは合理的として、社内の承認プロセスと M&A を実行、経営判断として行っているはずという視点になります。

○柴谷哲朗様

ありがとうございます。私も会社法のところまではなかなか考えが及んでおりませんでした。固定資産と比べてご示唆をいただいたことから、思いつくこととしては、例えば、B/S に計上されているものとしてソフトウェアがあります。ソフトウェアは費用削減効果や将来の収益獲得能力を資産性の根拠に計上されているということを考えますと、監査人としては比較的、のれんと似ていると考えるのではないかと思います。のれんだから、本来、分配可能利益に関係させるべきではないのかというところについては、監査の現場目線で考えますと、それはそういう決まりになっているからというような感覚で受けとめております。ソフトウェアも場合によっては銀行からの融資においては、B/S から外して考えて与信が検討されるようなこともあるように聞いておりますので、そのような意味では B/S をどのように見るのかという中で何が制度として正しいのかというところは議論を尽くせばよいのではないかと考えております。

○川西委員長

ありがとうございます、熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

監査の実務の観点から、貴重なインプットをいただきましてありがとうございます。お二人のお話を伺っていて、お二人の立場としてはスタートアップ企業の経済実態を表すのにのれんの償却ではなくてのれんの非償却あるいは減損がむしろ適切な場合があるというお話だったと理解いたしました。また、その大前提として、PPA をしっかり行って無形資産もしっかり認識する、あるいは、減損テストも每期しっかり行っていくことと理解しました。このような場合に、我々利用者がなかなか分からないのが、結局、IASB や FASB でのれんの再導入を議論されたときに、むしろスタートアップ企業や小規模な企業では減損テストに費用がかかりすぎるので償却を再導入しようという議論がありました。一方、お二人のお話を伺っていると、のれんの非償却をスタートアップ企業に認めてもいいのではないかと議論の中で、のれんを非償却にする限りは PPA なり減損テストをしっかり行うということが大前提になっていると思います。IFRS を採用することと、のれんを非償却にすることに伴う PPA あるいは減損テストの厳格化によるコストアップに、スタートアップ企業は対応できるだけのリソースをお持ちなのか、あるいは、コストアップは大したことないのか監査の現場からではどのようなお考えでしょうか。それから、監査の観点及び IFRS と整合性をとるという観点から、日本基準で償却を前提とした場合にも、PPA なり減損テストも IFRS 並みに厳格化した方がいいとも理解したのですけれども、そのような理解でよいの

かという、2点についてお聞かせ願えますでしょうか。

○齋藤勝彦様

ありがとうございます。スタートアップ企業側でPPAや減損テストを行う体制が現実的にしっかりとれるのかと、コストも含めて負担できるのかというところについては、まず、体制面では非償却の会計処理をとる以上は体制を整えてもらわなければならないと考えます。ただし、その人材はフルタイムで企業で雇用するというのではなくても、外部の個人の方やコンサルファームでIFRSベースの減損テストをサポートができる方々がおられます。このような方々は、この何年間で日本の会計のプラクティスの中でもできてきていると思うので、必ずしも内製ですべて整えるのではなく、外部の専門家が非常に多くなっているという今の実務の実感からすると、体制を整えることは可能であると思います。

また、そのコストはどうしても膨らむと思いますし、監査の報酬についても監査手続の工数が追加的に生じる可能性がありますので、これらの負担もご理解いただく必要があると思います。会社側が整えるためのコストと監査報酬はトレードオフの関係にあるので、トータルでどの位追加でかかるのかは会社によってそれぞれであると思います。体制をしっかり整えることができるのかということに関しては、おそらくできるということで、企業側でご理解された上でのれんの非償却ということをおそらく唱えておられると理解しています。

また、非償却にするということであれば、何度も申し上げているようにPPAは相当厳格に行っていたかかないといけないと思います。現在、分離して譲渡可能な無形資産については、IFRSでは契約上の権利も含めて無形資産の識別をするのですが、日本基準ではそうではないので、そこまで範疇を広げてPPAを行った上で、残ったのれんについて非償却とすることが本筋であると理解しています。

○柴谷哲朗様

少し付け加えさせていただきます。まず、コスト面ですけれども、外部のリソースを利用してという話も今ありましたけれども、現実問題として、日本基準適用企業がIFRSへ移行する際に、重要性に基づいて、のれんの会計処理とそのほか大きくGAAP差がある会計処理のみを部分的にIFRSの会計処理に組み替えるという移行方法も現実的にはあると思っています。莫大なコストがかかるという表現が合うのかどうかという意味では、それほどでもないケースは当然あるだろうと思っています。一方で、例えば、会社と会計監査人の対話が、IFRSベースの対話になるわけで、共通の言語として本当に経営とIFRSを前提とした基準でお話ができるのかというところについては、非常に課題感はあると思っています。IFRS会計基準ではいろんな解釈を行って適用するというのもあると思いますのでこのようなプラクティスが定着するにはもう少し時間かかるのかなと思う面があります。つまり、コストというよりは現実的に可能かという点では少し心配な面もございます。それから、もう1点、PPAやのれんの減損を厳格化すべきかについては、私は、必ずしも厳格化すべきとは思っておりません。むしろ、開示の項目の中でIFRSの公開草案の中でも出てきております投資先情報の開示や、見積りの監査の注記などもございますし、私どもの業界で言えばKAMというものもあり、too little, too lateの問題については、むしろそういう枠組みの中でしっかりと開示をしたり、あるいは、会社と会計監査人との対話によって、

財務諸表の透明性を確保する等のフォローアップをしていくことで、企業が投資先の評価を毎年行うことにより成長を後押しするという事は、必要なことではないかと思っております。

○熊谷委員

確認なのですけれども、柴谷様のご説明の中で、IFRS ベースの対話に経営となるというお話について少し理解できなかったのですが、IFRS を採用した場合にそうなるということなのか、あるいは、日本基準という枠の中でのれんの非償却を導入した場合に、IFRS 並みの減損、PPA の減損テストを実施する場合に、そういう対話がスタートアップ企業の経営とできるかについてやや不安があるということか、どちらでしょうか。

○柴谷哲朗様

その点については、もしのれんの非償却が導入されて、日本基準でも減損テストをしっかりとやることになる、むしろ対話の機会は増えて、ある種の緊張感もあると思いますし、その緊張感を背景に経営側としても、将来この会社をどうしようかというハンドリングの仕方に、別の意味で良いインパクトがあって、企業の成長を後押しするという側面は非常にあるのではないかという考えでおります。

○熊谷委員

のれんの非償却を選択することによって経営との対話がより突っ込んだものにならざるを得ないので、のれんの非償却がむしろ望ましいのではないかと理解いたしました。

○川西委員長

ありがとうございます。丹さん、お願いします。

○丹委員

ご説明ありがとうございました。お二人のお話聞いていますと、のれんを非償却にする場合の前提として、あくまでも厳格な減損テストありき、それなしではのれんを非償却することはできないというお話であると理解しました。例えば、厳格な減損テストを行うことができれば、適切に実態を反映するようになると感じるのですけれども、実際問題として、厳格な減損テストの難しさとかそういうところを監査の実務の中で感じる事があればお聞かせいただけませんかでしょうか。

○齋藤勝彦様

ありがとうございます。経営者側としては、例えば、M&A の成否はうまくいってなくてもなかなか認め難かったり、あるいは、次の手がある、二の矢、三の矢があるという説明が後から付け加わってくるなど色々な状況があるので、会計処理を行うために、今買収した事業というのが今どのような状況にあって将来どのように動くのか、今マーケットの環境はどのようになっているのか、あるいは、経営的に今後どのように対処するかについて、当然、我々がご質問する前に経営者の方々もものすごく考えて

おられるのだと思うのです。それをしっかり正直に教えていただいて、会計の処理の方に実態を反映していただくというところが実務的には難しいです。だから、今柴谷さんが仰ったように非償却にして減損テストにすることにより、M&A の振り返りであったり、経営を今後どうするかについて、経営者との対話が、もしかしたらもっと突っ込んでしっかりできるかもしれないという意味で促進されていくことに、もしかしたらなるのかなということも思っています。

今それができていないかという、それをやらないと監査にならないのでやるのですけれども、やはり、一定程度まだまだハードルがあって、非償却の議論の中で経営者の皆さんにもっと理解していただかないといけない中で、プラクティスとしてももう少し踏み込んだ対応ができる、正しい会計処理に導いていけるということができてくるとよいと思っています。

○柴谷哲朗様

難しさがあるのは事実だと思っています。例えば、経営との間の対話の中でこのような事業計画で、来期は必ずこのように伸びていきますというような説明になりますし、また、企業の活動としては、逆にそのように努力していただかないといけないと思っています。一方で、監査としては、時の経過によって、それが実際に実現できたかどうかは分かるので、その意味で too late になるということは一面あると思います。これが監査の中での難しさだと思います。その難しさをいかに監査報告書上の KAM で表現できるのかということが、市場との対話を一層活発にして企業価値を上げていく活動に結びつけられればよいのではないかと考えております。

付け加えると、必ずしも非償却を支持しているということでもなくて、非償却にするとこのようなメリットがあるのではないかというのが私の意見でございますので、償却することでのメリットも十分あるというところは、最後に念のため申し上げたいと思います。

○川西委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

色々な情報が蓄積してきたので、このタイミングでお尋ねしたいことがございます。本日のお二人の立ち位置に照らしてみると、仮にのれんの非償却になったときに監査上どのような影響が出るのかということについて専門的なご知見をいただくことが大事であると思っています。例えば、減損テストや PPA をより厳格化する必要があること、耐用年数に関する判断をスキップできること、経営者の方との対話の機会が増える、あるいは、KAM のように監査報告のあり方にも影響があるということを理解しました。それ以外に、のれんの非償却に仮に移行したときに監査上どのような影響が想定されるのかということについて、まだ出ていない論点がありましたらお聞かせいただきたいというのが、私からの 1 点目の質問になります。例えば、監査報酬あるいはそれとセットとしての監査リスクを合わせたネットの影響のようなことを部分的にはご説明されておりましたけれども、そのような辺りへの影響が想定されるのであれば、幅広にお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤勝彦様

ありがとうございます。監査報酬への影響は、監査の工数が増える可能性がありますので、あるのであろうと思います。また、監査時間が増えていくと同時に減損テストに対しての監査の手続を年間を通しての監査の中で、どのようなスケジュール感でどのようなタイミングで実施するのかを議論する必要があります。3月決算であれば3月くらいにこの議論を始めても遅いため、経営者側でまずは体制を整えていただき、おそらく、下期半年くらいかけてしっかり議論をして、数字を算出していただいた上で議論し切る必要がありますので、監査人にとっては、IFRS 任意適用会社に加えて、すべての上場会社に適用されることとなると、年間通しての人員の配置の観点で工夫が必要になると考えられます。このことを会社側にも理解していただいて、一緒に進んでいかなければなりません。このため、もしのれんの非償却を適用する場合の最初の年度やその後の数年間はもしかすると混乱があるかもしれないです。このようにプラクティスとしてどのように整えていくのかということは、課題であると思っています。

○柴谷哲朗様

私の方からは監査リスクについて説明しますと、これは当然上がると思っています。先ほども申し上げましたけれども、例えば、純資産の50%までのれんが積み上がっていて全く償却されない状態や、のれんがどんどん増えていくことを考えた場合に、いつ減損すべきなのかというところは、どんどんリスクは高くなっていくという理解でおります。現場としての難しさというところでもう少し突っ込んでお話をしますと、先ほど申し上げた自己創設のれんに関係すると思うのですが、CGU をどのような単位で考え続けるのかがとても難しく、例えば、M&A した後、5年後にその会社を親会社に組織統合をしたとき、統合すれば当然 CGU は一緒になるわけで、当初のれんに自己創設のれんが混ざり合ってくるので、買収したときの考え方と離れていくような面があります。そういった意味で、のれんが非償却になりますと非常にリスクがあると考えます。そのリスクをどう取るのかということ、減損テストで専門家に関与していただき、しっかりと市場価値・使用価値にできるだけ客観性を持たせるような厳格な減損テストが間違いなく必要ではないかと思っています。

○米山委員

ありがとうございます。もう1点は、今、柴谷様のご発言の中にございました、貸借対照表上、資産として計上されるのれんの性質に関するご認識に関わる質問となります。仮にのれんを非償却にした場合に、柴谷様のご発言にあったようにのれんの中身が自己創設のれんに置き換わっていくという議論があります。少なくとも一部は自己創設のれんであるという議論があります。かつ、自己創設のれんの計上は望ましくないというのが多くの方が受け入れられている価値感であろうと考える時に、のれんを非償却とすると、いま申し上げたような問題が、のれんの性質として未回収の投下資金にご説明できないような部分が含まれるけれどもそれは問題ないというお考えなのか、それとも、そもそも減損損失の計上が適切な時期になされれば自己創設のれんが介在する可能性がないというお考えなのか、いずれなのかについてご意見をお聞かせいただければ幸いです。

○柴谷哲朗様

ありがとうございます。個人的な意見でございますけれども、のれんを非償却とすれば、自己創設のれんが含まれてくることは間違いないのではと思っています。このことは IFRS の解説の中でも書かれていると思います。ただ、それが本当に望ましくないのかという点については、私ども現場の目線としては、決めごとというか、企業会計基準の中で決められたものの中でどう保証するのかということとっておりますので、自己創設のれんが含まれることを踏まえて、会計監査人としてそれが望ましくないかどうかという議論はあまり頭の中に実は浮かんでこないというのが実感でございます。

○米山委員

大変よく分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございます。私の方から、のれんの非償却の場合には、監査の厳格化が必要というご説明がありましたけれども、一言で言うと、現行の日本基準は割引前キャッシュ・フローと簿価との比較になっているところ、IFRS では割引後キャッシュ・フローになるという点が大きな違いだと理解しています。その意味では、資本コストを意識することが経営上のメリットでもあるという解釈もあると思うのですが、監査の観点から、割引前と割引後でどのくらいの工数が違うのかを教えてくださいませんか。

○齋藤勝彦様

減損テストにおける監査の実務においては、IFRS ベースの減損テストをする場合、監査人側としても、監査としての困難性から、監査の工数がかかります。また、会社側としても、同じく工数を伴うということです。一方で、監査の厳格化というか、企業側での準備として、改めて強調するのは PPA、無形資産の識別の厳格化はその前段階でもう 1 つあると思っていますので、それも含めていわゆる厳格化をご説明したところでは。

○柴谷哲朗様

確かに厳格な減損テストという言葉を使いましたけれども、現行の日本基準においてのれんを償却をしているから厳格ではない監査をしているとは思っておりません。ただ、実務家の方々からのお叱りを受けるかもしれませんけれども、当然償却期間の最後の年は、来年も利益が出るから大丈夫というような安心感は、時の経過、償却が進むとだんだん出てくることもまた事実ではないと思います。繰り返しになるのですが、当初取得、それから、本当にシナジーが出てくるまでの期間に厳格な監査をしていないということはないと思っています。

○佐藤委員

ありがとうございます。厳格化という意味では、割引後のキャッシュ・フローか割引前のキャッシュ・フローかで随分違うと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○齋藤勝彦様

割引後のキャッシュ・フローで公正価値評価することはシビアだと思いますし、その論点は、タイミングも含めて監査の1つの項目として増えることになると思います。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。安宅さん、お願いします。

○安宅委員

ありがとうございます。のれんの償却の選択制について、追加の質問をさせていただきたく。ご説明を振り返らせていただくと、齋藤様は、企業が合理的に考えて選択できるのであれば選択適用はあり得るが、恣意性の排除と比較可能性の問題が難しいため、できれば選択制は避けたいとご説明くださり、柴谷様は、どちらかという実務家としても少しかっこ悪いということもあって、選択制は難しい、できれば避けたいというお考えであったと思います。一方、背景のご説明の中で興味深かったのは、実はスタートアップ企業の中でも、逆にのれんの償却のメリットもあって、柴谷様は償却のメリットとしてののれんが純資産の50%以上を占めるようなケースでむしろそのあとのM&Aを追加で行うようなケースでは、しっかり償却をしておいた方が安心であるという視点もあるということでした。

また、スタートアップ企業の中でも必ずしものれんの非償却がよいとも限らないという視点、さらに、人員とリソースの話について、齋藤様からはのれんの非償却とする場合に厳格な減損テストを伴うためリソースの必要性を経営者が認識する必要があるとのことでした。一方で、監査人の土壌はあるというご説明でした。柴谷様は、IPOでも数千万円、数億円の規模ののれんが生じる企業が、每期減損テストをしっかり行うことは難しいけれども定着していくのであれば後押しするというようなお話もありました。色々な要素がある中で、スタートアップ企業の中でも視点が色々あることを考えると、のれんの償却の選択制は、監査人のリソースの課題はありながらも、一斉に強制的に全員がIFRSレベルの減損テストをするのではなく、できる人からやるということを見ると、のれんの償却の選択制も理屈上あり得ると思うのですが、お考えとイメージが合っているのかということと、仮にのれんの償却の選択制になった場合、監査人の立場で決定的に問題があるかどうか、2点お願いできればと思います。

○齋藤勝彦様

ありがとうございます。まとめていただいたところがある意味、先ほど申し上げたところになります。のれんの償却の選択制が、本当に企業側がまず経済合理的に選択していただけるようであれば、監査人は監査という観点でいわゆる監査リスクに対して我々がどのように捉えるかということも含めて、しっかり監査ができ監査証明を出すことができるということであれば、のれんの償却の選択制もあり得ると

思います。ただし、実務的にどうかという点はかなり議論があると申し上げたところです。また、先ほど米山先生のご回答でもあったとおり、のれんの非償却という選択をすべての会社が取るという会計基準になったときは、監査人側もかなり準備をしないと対応できないと思っています。それを少し緩やかにするのであれば、のれんの償却の選択適用の中で対応するという観点はあるかと思っています。

○柴谷哲朗様

ほぼ同じようなご回答になると思うのですが、制度会計で決まれば、我々は保証する立場としてしっかりと責任を果たしていくことが大切であるという認識ですので、困難であるかという問いに対しては、しっかりとチャレンジしていくこと、また、変更後の制度会計が企業価値の向上に役に立つのであれば、市場の番人役の役割を果たしていくべきであろうと思います。一方で、例えば、のれんの償却の選択制にしたときに最初に選択すると終わりではなくて、少しディテールになりますけれども、ある期から別の処理に変更するということが実際に B/S・P/L に及ぼす影響や、その変更の理由の判断を考えると非常に悩ましいと思いますので、このような議論をしっかりと配慮した基準の設計を行うことが重要であるのではないかと思います。

○安宅委員

ありがとうございます。大分理解が進んだと思うのですが、もう1点、制度の移行の際のしっかりとしたルール、あるいは、その後、変更しないルールが設計されることが前提であるとする、のれんを償却と非償却の両方が存在することによる実務上の問題はございますか。

○齋藤勝彦様

会計処理方針の変更をもし繰り返されるようなケースがあったときに、我々の監査上の判断としてどのように考えるかの難しさ、監査リスクも踏まえて監査手続をどのように行うのか、それによって監査証明をしっかりと自信を持って出しきれるのか、責任をとれるのかという観点の難しさはあると思っています。のれんの償却の選択適用をすると、ある M&A のケースではのれんを非償却として、別の M&A のケースではのれんを償却とするような議論、企業の経営者の考えが必ず出てくる可能性はあると思います。この辺りになってくると、会計方針の選択というよりは、着地点が見えづらいような議論に落ちるのではないかと思います。逆に、のれんの償却と非償却を会計方針として変更したときに、財務諸表がどのように見えるのか、また、それを企業ごとの年度ごとの財務諸表の比較可能性も阻害される可能性もあり、実務的には色々難しい点があると思います。これらをクリアしていけるような設計があれば、のれんの償却の選択制もあり得るとするのは、先ほど申し上げたとおり、理論的にはあり得ると思います。

○安宅委員

ありがとうございます。比較可能性と恣意性のバランスになるのであろうと理解しました。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。熊谷さん。

○熊谷委員

ありがとうございます。比較可能性の問題と、IFRS の実務は全体として監査側のリソースが積み上がってきているということは理解したのですが、一方で、スタートアップ企業の社内のリソースが限られる中で、特にバリュエーションの専門家のキャパシティは十分あるのかということと、いくつか会計基準の設計にあたっての選択肢がある中で選択制にする話と、全上場企業に適用するような話があるかと思います。比較可能性の観点では、既に IFRS に移行している会社は比較的资源のある会社が多いのですが、日本基準採用企業の場合、全上場企業にのれんの非償却を強制適用すると、プライム上場企業も含めてそこまでリソースがないという会社が多い中で、特にバリュエーションの専門家は、国内に十分存在しているのでしょうか。

○齋藤勝彦様

データとして分析しているわけではないので、実務における 5 年くらいの実感ということで言うと、IFRS を適用している上場会社は、かなり裾野が広がっています。その中で、企業側を支える専門家として、バリュエーションの専門家は、割とおられるという印象です。かつ、企業側の外部の専門家と、我々が利用している専門家で、コミュニケーションして監査をさせていただくわけですが、ここでもしっかり組める方々はおられる状況はあると思っています。ただし、すべての会社でのれんの非償却とし減損テストを行う場合には、どうなるかというのは分かりません。1 つ言えるのはそのような場合には、日本のいわゆる会計人材、会計プロフェッションとしての役割やその広がりを意識に入れて制度を作っていくことにもおそらくなるとおられますので、実務ではしっかり対応できるのではないのかと思っています。柴谷さんいかがでしょうか。

○柴谷哲朗様

私も同じ考えであります。比較的、会計士の人口も若い人たちも増えていて、バリュエーションという世界は、比較的新しい世界ということもあってそういうことをやってみたいという人間も多いように感じています。足元ですぐというわけではなければ、そのような専門人材の供給は、公認会計士業界としてはできるのではないかなという少し楽観的な考えを持っております。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。松下さん、お願いします。

○松下委員

ありがとうございます。まず、ご質問差し上げたいのは、減損テストの件です。先ほど IFRS のプラクティスが積み重なってきて監査人としても経験も蓄積されているというお話をいただいたのですが、他

方で経営者との対話も非常に重要であるというお話もあったと思っています。減損テストや評価に関しては、監査人が、幅広く経営者とお話されている中で、かなり前倒しで減損の話がされているとの土壌が、徐々に日本でも IFRS の導入が増えていくことによってプラクティスとして定着してきているという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤勝彦様

出来てきていると思います。かなり早い段階で監査法人側にしっかり説明する必要があることや、かなり前倒ししたスケジュール感でプロセスを進めていくベースは、今出来ていると実感として思います。これを広げていくということなのだろうと思っています。

○松下委員

ありがとうございます。先ほどの期末になると慌ただしいみたいな話もありましたので、そうなる大変かなと思いました。

○齋藤勝彦様

ですので、それがないようにするということです。

○松下委員

もう1つは選択制の件です。先程も、例えば、企業がある企業を買収したときののれんは非償却として、他方で別の企業を買収したときは償却とするとか、さらにその後に会計方針を変更するとなるとなかなか大変であると思うのですけれども、例えば、いったんのれんを非償却にするとすべて非償却とし、いったんのれんを償却とすればすべて償却とするように会社としての会計方針が1つに定まっている状況であれば、のれんの償却の選択制に対するお考えは何か変わりますか。

○齋藤勝彦様

もしそういうことであれば、我々としてはいろいろ判断がしやすいことになると思います。ただし、企業側の経営者がそのような捉え方をしていただけるかどうかと、規模の大きいグローバル企業、例えば、会社も多い、M&A の数も多い、色々な戦略のもとでステージも違う会社がグループに多くあるという状況であると、すべての M&A を1つの会計処理方針でやっていくことは難しい。のれんを非償却とすれば一緒になりますが。話が飛んでしまいましたけれども、実務的には、のれんの償却を選択適用していくことは難しいだろうとは思っています。

○柴谷哲朗様

私から追加で申し上げますと、監査リスクということをいったん差し置くと、企業の成長ステージによって、M&A を重視するかどうかや、どのような会社を買うかということが、変わっていくと思っています。また、意思決定をする経営者も変わっていきます。このような中で経済活動を正しく表すにあた

って、会計方針を1度選択したら変更できないということは、なかなか企業側としては受け入れづらいという感覚を持っております。したがって、そこに一定の規律性をどのように会計基準あるいは監査の基準の中にしっかりと設けていくのかということが重要であると思っております。

○齋藤勝彦様

私も同じことが言いたかったのです。着地点が見えなくなるのではないかと思います。

○川西委員長

ありがとうございます。そろそろ予定時間になりますけれども、最後に何かお聞きしたいということがある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問はここまでといたしまして、本日は齋藤様、柴谷様、大変ありがとうございました。ご説明いただいた内容につきましては、企業会計基準諮問会議の方に報告をさせていただくという形をとらせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして前半の公聴会を終了したいと思います。午後は1時半から、外部から入られている方は、接続先が変わりますのでご注意くださいと思います。以上をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

以 上